

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

計画素案（案）	現行計画
<p>第1 計画の基本的考え方</p> <p>1 経過と改定の趣旨</p> <p><u>県が平成31年3月に改定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）の計画期間が、令和6年3月をもって満了となります。</u></p> <p><u>この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活困窮の相談が急増し、住居確保給付金の支給対象拡大、生活福祉資金の特例貸付、自立支援金の支給など、様々な支援策が講じられました。その後、新型コロナウイルス感染症は5類感染症となり、コロナ禍で拡大した支援策の多くが終了となる中、今もなお生活を立て直すことができず、将来に不安を抱えながらも声を上げられない方がいます。</u></p> <p><u>また、県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定（令和5年4月1日施行）し、障害者福祉施策はもちろんのこと、その他の様々な施策においても、当事者目線の視点を大切にし、取り組むこととしました。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、このたびの改定に当たっては、今なおコロナ禍の影響を受けている方への支援にも心を配りながら、施策の検討を行いました。さらに、当事者目線の施策を推進するため、骨子案検討の段階から当事者・元当事者にも参画いただきました。</u></p> <p><u>こうして策定された本実施計画は、ホームレスの人権尊重を大前提とし、包括的な支援施策を推進することにより、ホームレスの自らの意思に基づき、安心した生活を営めるようになることを基本目標としています。</u></p>	<p>第1 計画の基本的考え方</p> <p>1 経過と改定の趣旨</p> <p><u>ホームレスに対する自立の支援に関する取組みについては、2002年8月に施行され10年間の限時法であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）が、2012年6月に5年間延長され、2017年6月にはその期間がさらに10年間延長されたことにより、引き続き、都道府県や市町村の責務として、総合的又は地域の実情に応じた施策の推進を図ることとされています。</u></p> <p><u>また、同法では、都道府県や市町村は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要と認めるときは、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に即し、計画を策定するものとされています。</u></p> <p><u>このため、県では、2004年度に5年間の「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、2009年及び2014年には、この実施計画を改定し、ホームレスの自立の支援等に向けた総合的な施策の推進を図ってきました。</u></p> <p><u>また、2015年4月の生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）の施行に伴い、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」においては、困窮者支援法は、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであるため、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく事業として実施することとなりました。</u></p> <p><u>この実施計画の計画期間が2019年3月をもって満了となることから、2018年7月に策定された国の基本方針及び困窮者支援法に即し、これまで取り組んできた自立支援施策の実施状況、実態調査結果などを踏まえ、現行の実施計画を改定するものです。</u></p>
<p>【国の動き】</p> <p><u>平成14年7月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）の成立（10年間の限時法で、平成14年8月施行）</u></p> <p><u>平成24年6月 ホームレス特措法の期間が5年間延長</u></p> <p><u>平成27年4月 生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）の施行</u></p> <p><u>これに伴い、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく事業として実施することとなった。</u></p> <p><u>平成29年6月 ホームレス特措法の期間がさらに10年間延長</u></p>	
<p>【県の動き】</p> <p><u>ホームレス特措法を受け、平成16年度に「実施計画」を策定</u></p> <p><u>法の期間延長に伴い、平成20年度、平成25年度、平成30年度に実施計画を改定</u></p>	
<p>2 実施計画の位置付け</p> <p>(1) 実施計画の性格</p> <p><u>この実施計画は、神奈川県内のホームレスの自立の支援等のため、ホームレス特措法第9条第1項に基づき、神</u></p>	<p>2 実施計画の位置付け</p> <p>(1) 実施計画の性格</p> <p><u>この実施計画は、神奈川県内のホームレスの自立の支援等のため、ホームレス特措法第9条第1項に基づき、神</u></p>

奈川県内を対象区域として策定する県の実施計画です。

この実施計画においては、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組みを示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものです。

(2) 計画期間

基本方針を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2 現状

1 県内のホームレスの現状

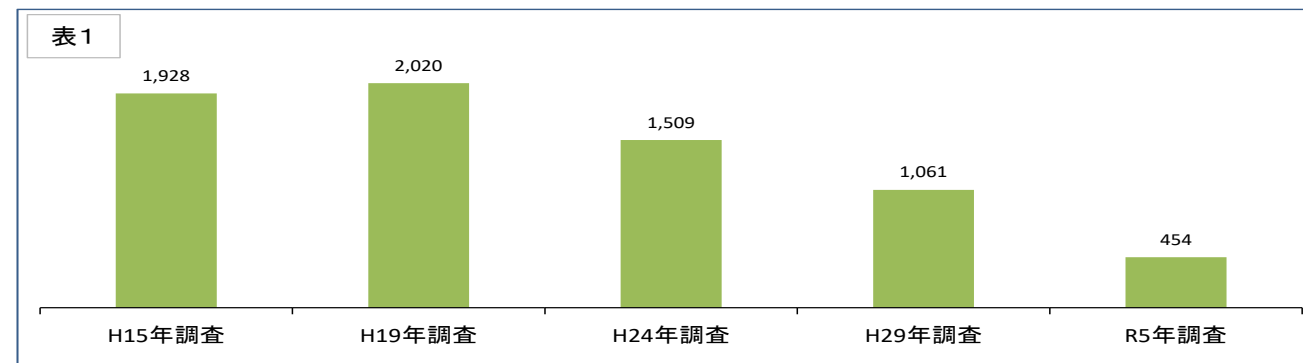
国は、ホームレス特措法及び基本方針に基づき、実施される施策の効果を継続的に把握することを目的に、原則、毎年1月に全国すべての市区町村において、「目視によるホームレスの数の調査」(以下「概数調査」という。)と、特にホームレス数が多い特定の市(区)において、概ね5年毎に「個別面接による聞き取りの生活実態調査」(以下「生活実態調査」という。)を実施しています。

(1) ホームレスの数(概数調査)

直近の令和5年1月の概数調査では、県内33市町村のうち15市町でホームレスが確認され、その数は454人であり、ピーク時の2007平成19年調査の2,020人と比べ、1,566人減少しました。

(表1)

市町村別に見ると、横浜市で247人、次いで川崎市が132人となっており、この両市で県内の83.5%を占めています。起居場所別では、「都市公園」の割合が最も多い状況です。全国との比較では、神奈川県は、大阪府(888人)、東京都(661人)に次いで3番目に多い数となっています。(表2)



奈川県内を対象区域として策定する県の実施計画です。

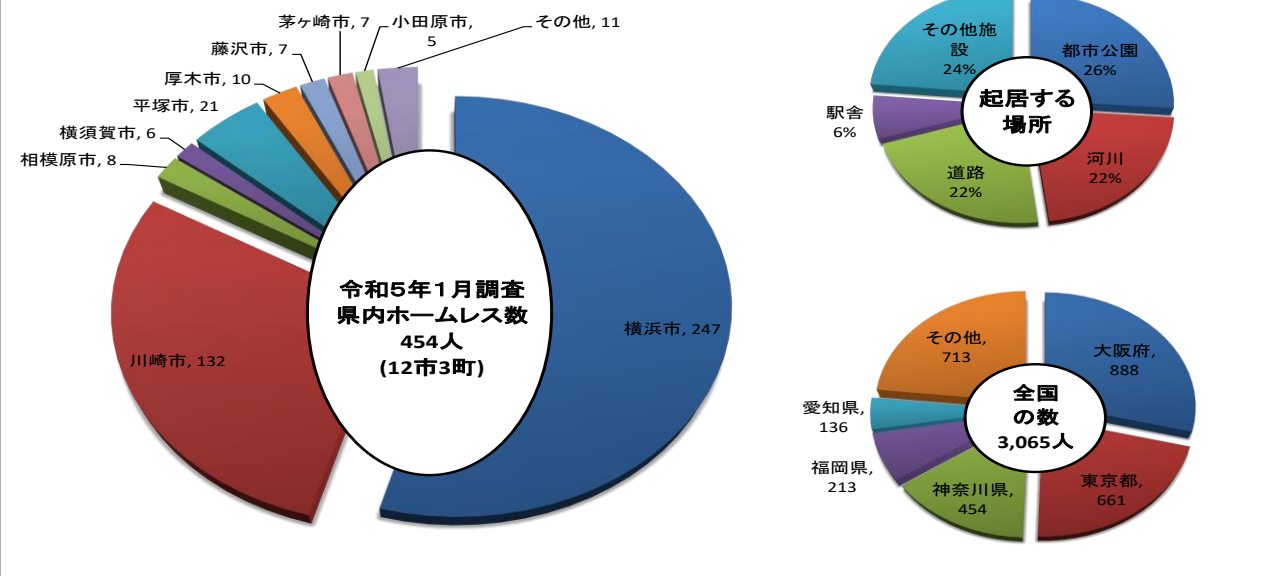
この実施計画においては、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組みを示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものです。

なお、2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組ま

(2) 計画期間

基本方針を踏まえ、2019年度から2023年度までの5年間とします。

表2



(2) ホームレスの生活実態 (生活実態調査)

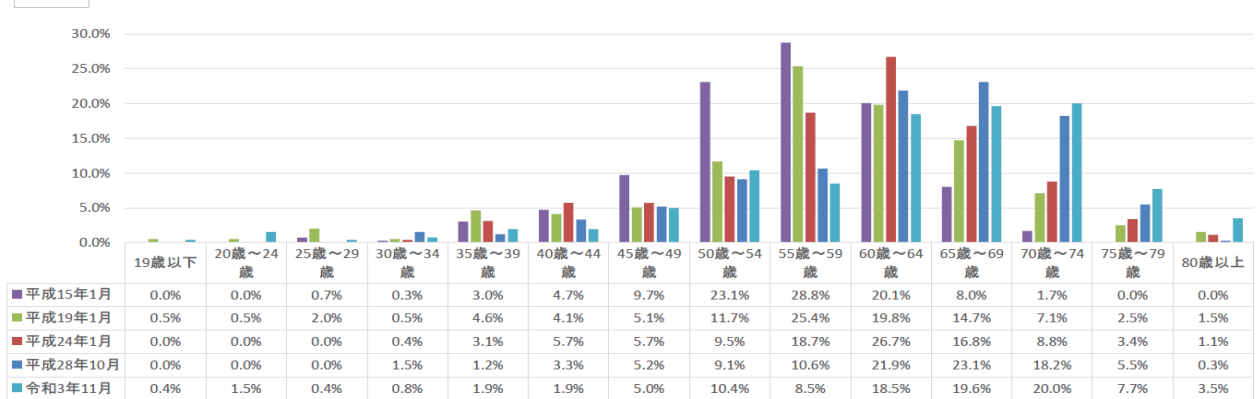
ホームレスの生活実態については、令和3年11月、東京都23区、政令指定都市及び令和3年1月調査(概数調査)で20人以上のホームレスが確認された市において、個別面接による生活実態調査が実施されました。

神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、厚木市の5市で、263人を対象に調査を行いました。(過去には、平成15年、平成19年、平成24年、平成28年に同様の調査を実施しています。)

ア 年齢

平均年齢は、62.7歳(平成28年調査は62.2歳、平成24年調査は59.5歳、平成19年調査は57.5歳、平成15年調査は55.4歳)となっています。年齢分布については、40歳未満は5.0%、50歳未満では11.9%であり、また55~59歳、60~64歳、65~69歳の割合が減少する一方、70歳以上の割合が増加しており、高齢化の傾向が見られます。(表3)

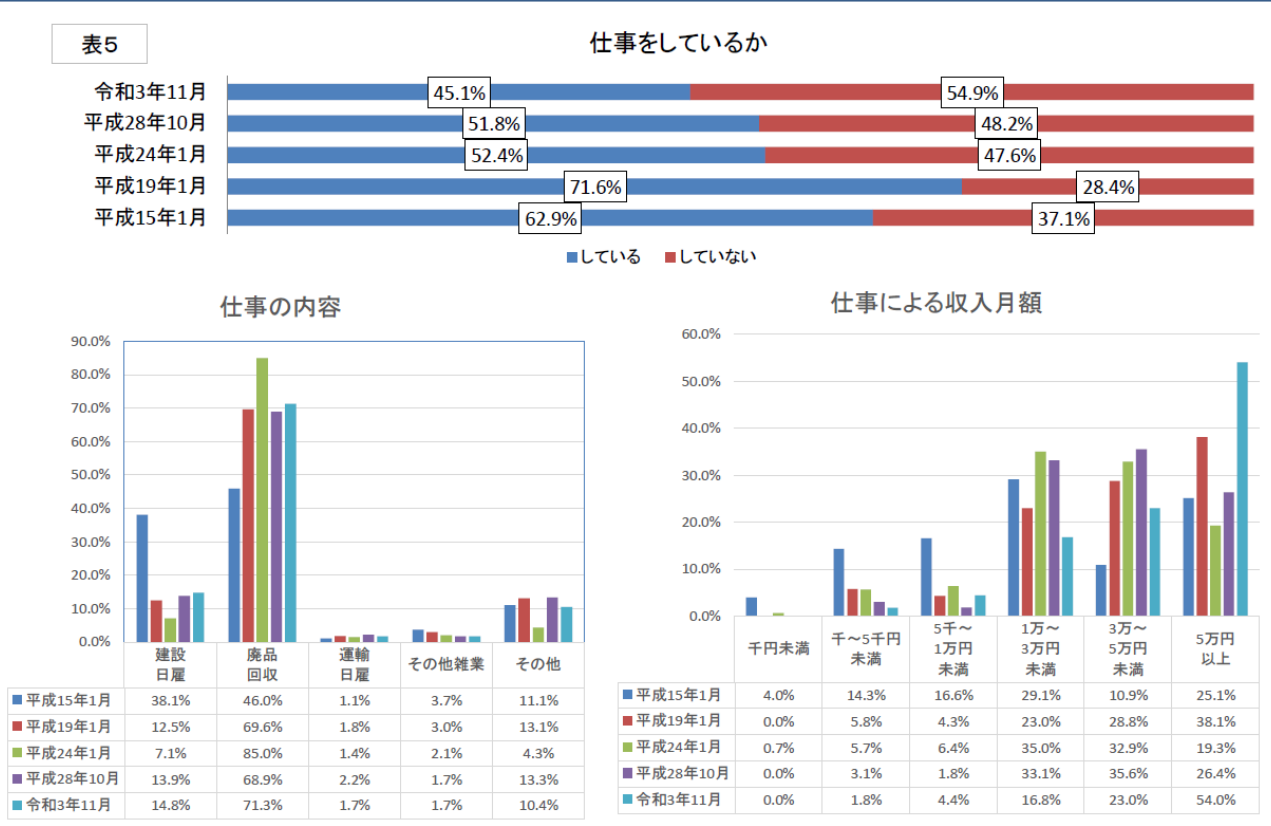
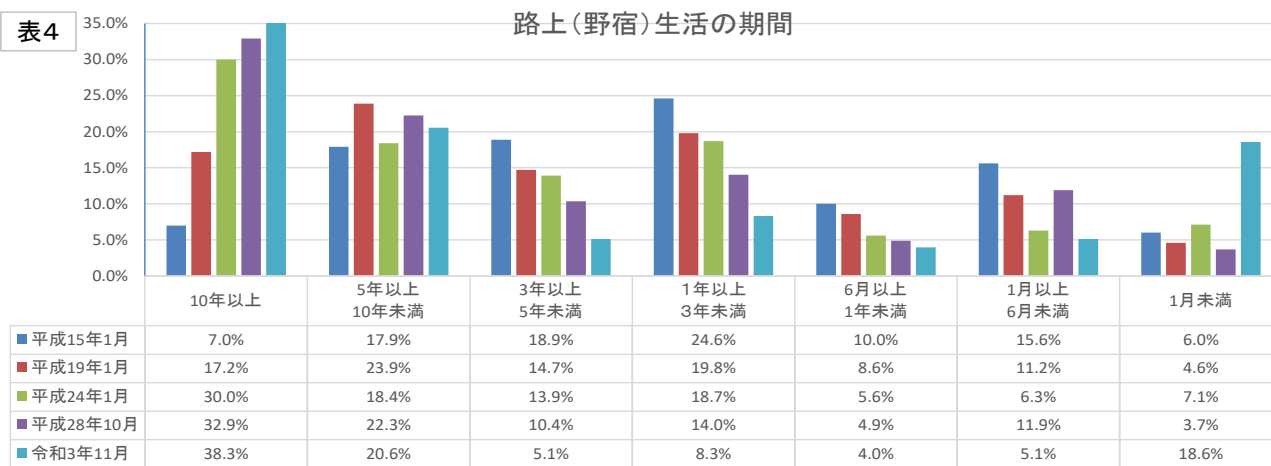
表3



イ 路上(野宿)生活の状況

路上（野宿）生活期間は、10年以上が38.3%となっており、長期化傾向が見られます。（表4）

さらに、仕事と収入の状況としては、45.1%の方が収入のある仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が71.3%を占めています。平均的な収入月額が5万円以上の割合が54.0%で最も多い状況です。（表5）



ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業としては、「建設、採掘従事者」が41.4%を占めていますが、年々減少傾向にあります。（表6-1）

また、その雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が43.7%と最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイト」が24.9%、「日雇」が20.8%となっています。（表6-2）

路上（野宿）生活前に最も長く従事した職業としては、「建設、採掘従事者」が34.3%を占めています

が、年々減少傾向にあります。（表6-3）

また、その雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が 57.7%と最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイト」が19.4%、「日雇」が12.5%、「自営・家族従事者」が6.5%となっています。（表6-4）

なお、全国の調査結果と比較すると、本県は全国よりも「常勤職員・従業員（正社員）」は0.6ポイント高く、「日雇」は2.4ポイント低くなっています。

路上（野宿）生活に至った理由では、27.9%が「倒産・失業」（平成 28 年調査は 32.1%）、21.1%が「仕事が減った」（平成 28 年調査は 33.0%）、22.3%が「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」（平成 28 年調査は 14.2%）、14.3%が「病気・けがや高齢で仕事ができなくなった」（平成 28 年調査は 20.0%）、14.7%が「アパート等の家賃が払えなくなった」（平成 28 年調査は 13.9%）と回答しており、非自発的な離職も含め、仕事関連の理由が多くなっています。他にも、「飲酒、ギャンブル」や「家族関係悪化」など、仕事以外にも様々な理由で路上生活に至っています。（表 6-5）

表6-1

路上（野宿）生活直前の仕事

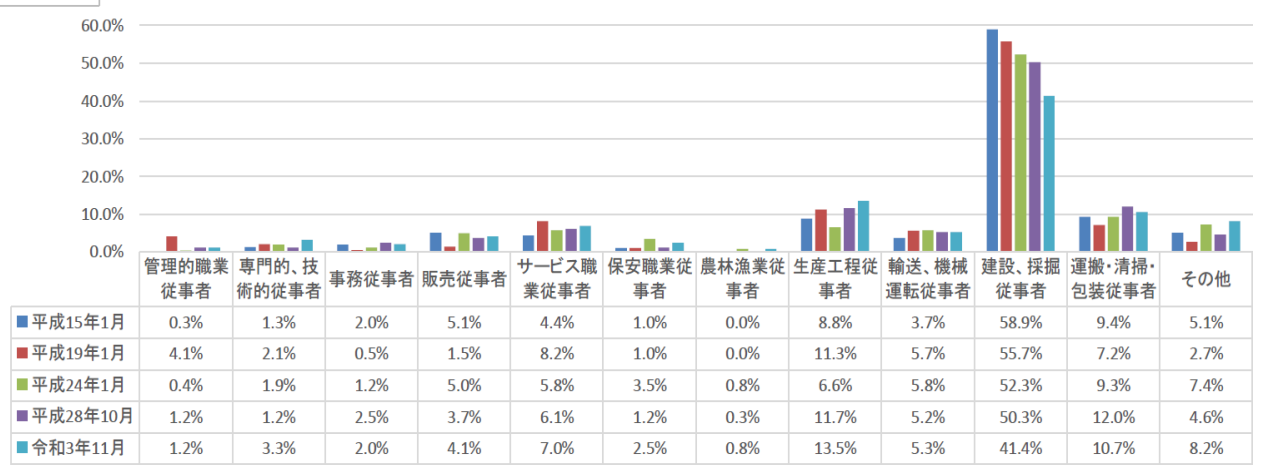


表6-2

路上（野宿）生活直前に就いていた仕事の従業上の地位

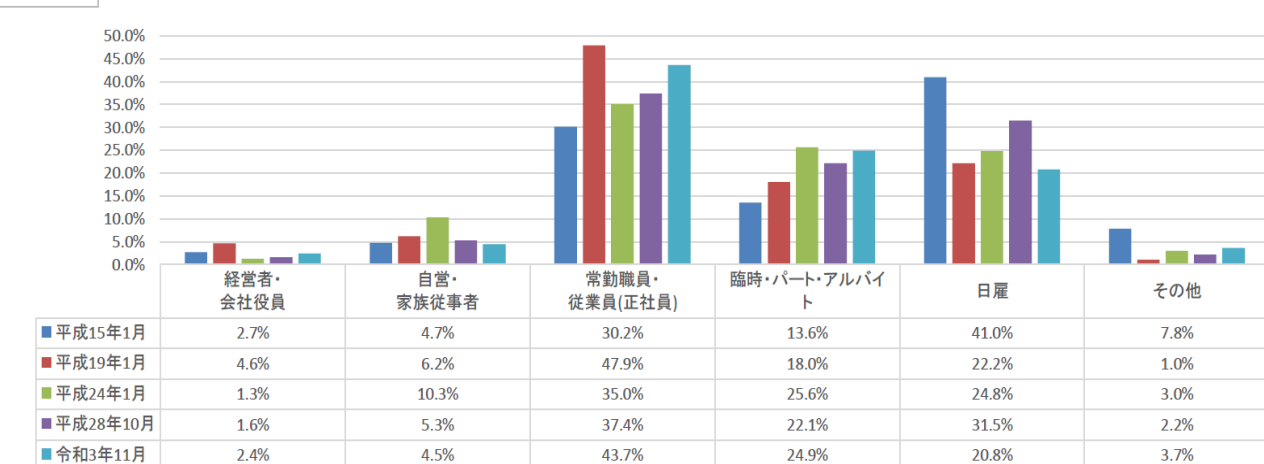


表6-3

路上(野宿)生活前に最も長く従事した仕事

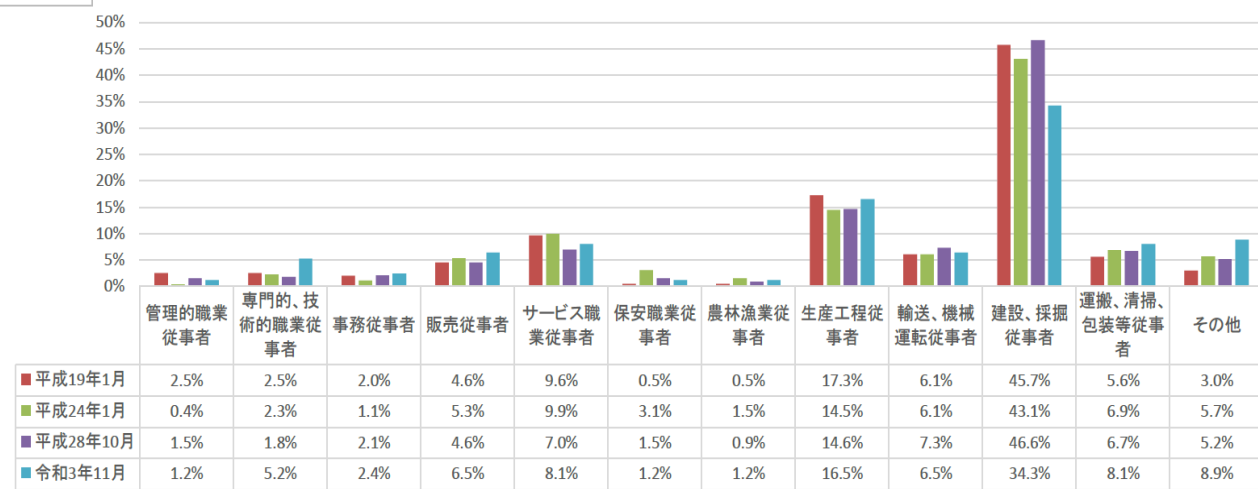


表6-4

路上(野宿)生活前に最も長く就いていた仕事の従業上の地位

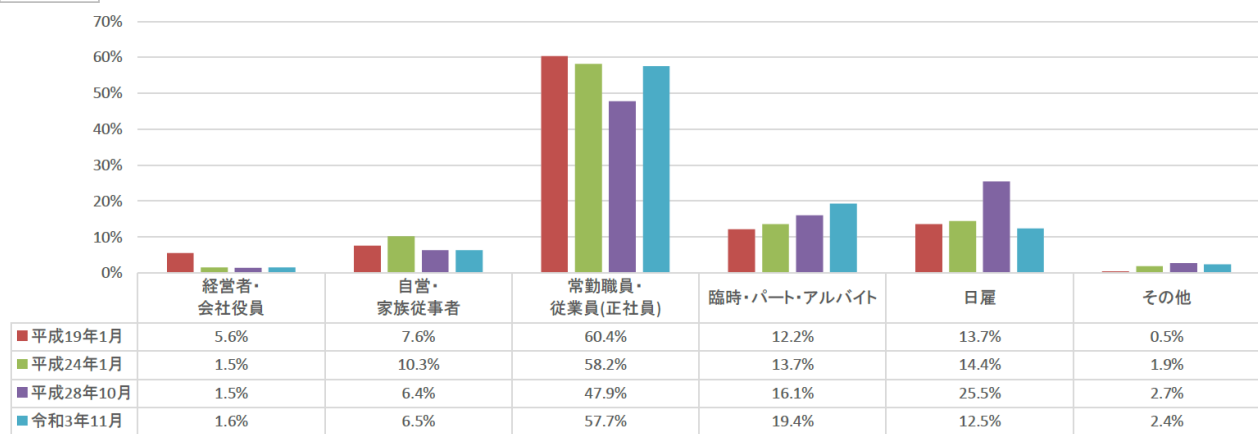
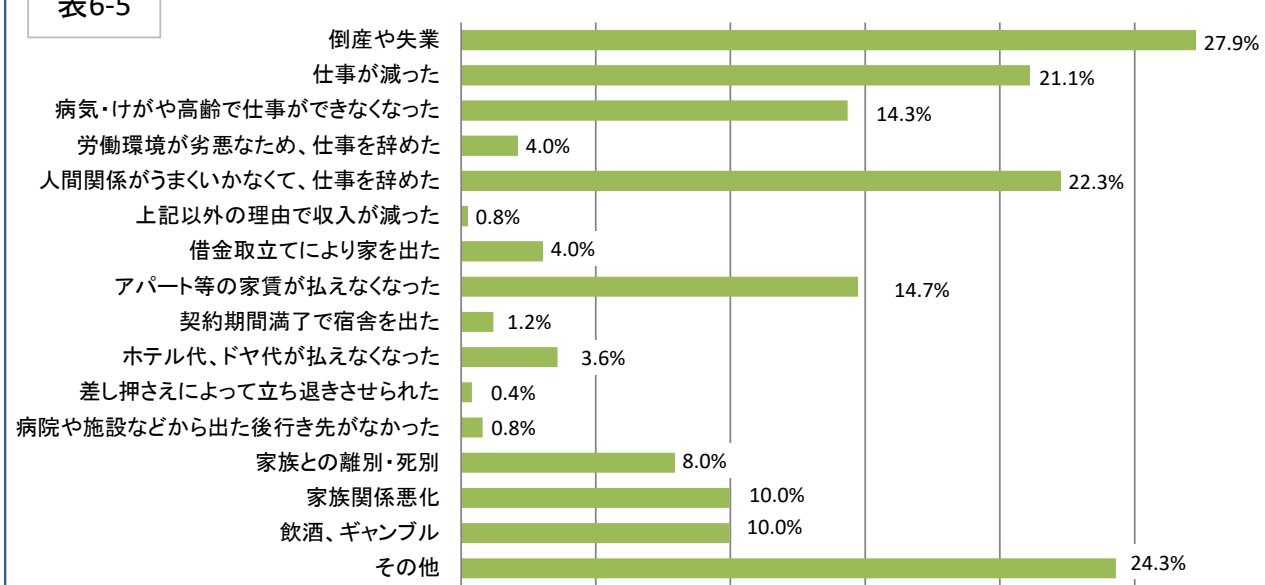


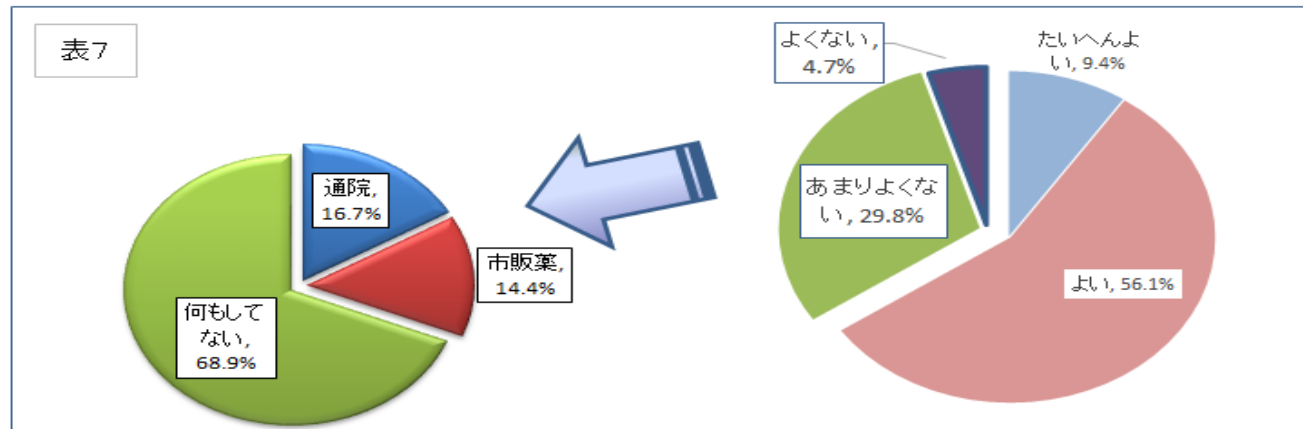
表6-5

路上(野宿)生活に至った理由



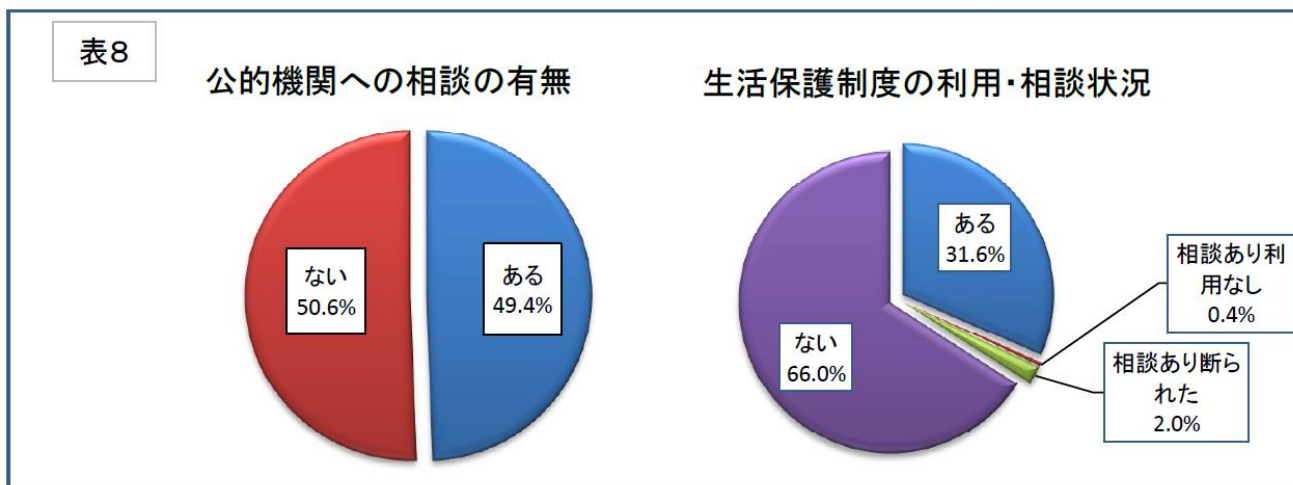
エ 健康状態

身体の不調を訴えている方（「よくない」「あまりよくない」）が34.5%であり、このうち治療を受けていない方が68.9%となっています。（表7）



オ 福祉制度の利用状況

これまで福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことがある方は49.4%（平成28年調査は41.0%）であり、生活保護を受給したことのある方は31.6%（平成28年調査は29.1%）となっており、生活保護制度につながった方でも再路上化に至っている方が一定数存在します。（表8）



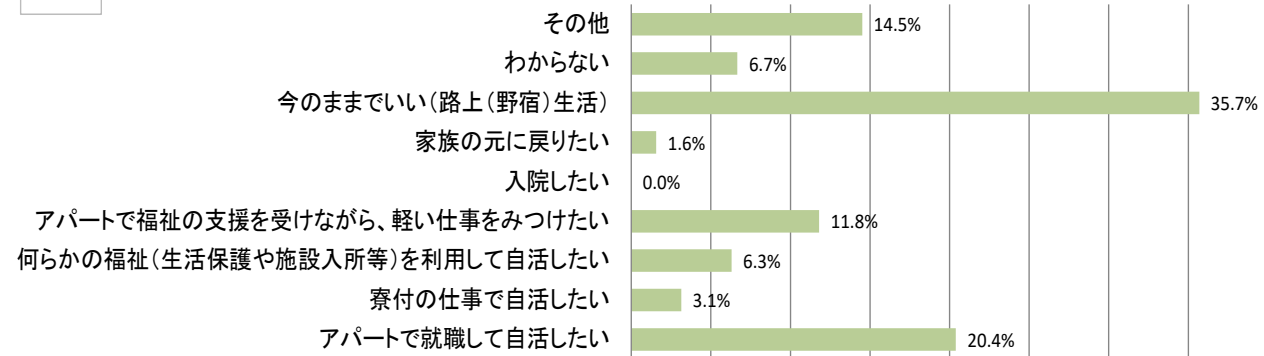
カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「アパートに住み、就職して自活したい」が20.4%（平成28年調査は13.9%）、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事を見つけたい」が11.8%（平成28年調査は7.6%）、「何らかの福祉（生活保護や施設入所等）を利用して自活したい」が6.3%（平成28年調査は9.7%）、「寮付の仕事で自活したい」が3.1%（平成28年調査は3.9%）であり、合計して41.6%が自活したいと回答しています。

一方で、「今のままでいい」という方は35.7%（平成28年調査は38.7%）となっており、今の暮らしのままで良いという割合がほぼ横ばいとなっています。（表9）

表9

今後、どのような生活を望んでいるか



2 県のホームレス施策の現状

(1) 背景

横浜・川崎市には、県内の約8割のホームレスが集中しており、両市では、独自の取組みを従来から進めています。県においては、政令市と連携を図りながら、政令市以外の県域を中心に、市町村や民間団体と連携しながら、ホームレスの自立支援等の取組みを進めてきました。

県内のホームレスの数は減少しつつあるとはいえ、なお多数のホームレス(454名(令和5年1月実施概数調査結果))が確認されているとともに、高齢化や路上(野宿)生活の長期化などが一層顕著となっているのが認められます。

また、路上(野宿)生活を脱却した後、再び路上(野宿)生活に戻ってしまうホームレス、簡易宿泊所やネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な居住環境にある層の存在も確認されています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の取組

平成27年4月に困窮者支援法が施行されて以降、従前のホームレス自立支援事業等については、同法に基づく事業として、福祉事務所を設置する自治体が主体となり、実施することとなりました。

主な事業として、住居を失った方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」、直ちに就労が困難な方に、基礎能力を養いながら就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」、自ら家計管理できるよう助言し、支援する「家計改善支援事業」があります。

就労準備支援事業と家計改善支援事業については、令和5年度時点において、福祉事務所を設置する県及び19市すべてが実施しており、就労に困難を抱える方、家計管理に問題を抱える方への支援の受け皿が整ってきました。

一方、一時生活支援事業については、実施しているのは9自治体にとどまっており、自治体の取組を後押しする必要があります。

県は、引き続き、事業未実施自治体に対し、事例やノウハウの情報提供、共同実施の働きかけなどを行うとともに、国に対しては財政的支援の拡充を求めています。

(3) 民間団体との協働の取組

県や市町村による取組みのほか、共助の担い手として民間団体による支援が大きな役割を担い、県・市

2 県のホームレス施策の現状

横浜・川崎市には、県内の約8割のホームレスが集中しており、両市では、独自の取組みを従来から進めています。県においては、政令市と連携を図りながら、政令市以外の県域を中心に、市町村や民間団体と連携しながら、ホームレスの自立支援等の取組みを進めてきました。

2015年4月の困窮者支援法施行に伴い、これまで県域中心に実施していたシェルター事業や相談事業など、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している事業については、同法に基づく事業として実施することとなりました。

この法改正により、各事業の実施主体が福祉事務所設置自治体に変更になり、従前の総合相談事業は「生活困窮者自立相談支援事業」に、シェルター事業は「生活困窮者一時生活支援事業」に変わりました。

困窮者支援法に基づく事業の他、無料低額宿泊所において、福祉事務所やハローワーク、民間団体と連携しながら、就労支援や居宅生活への移行に向けた支援を行っています。

県内のホームレスの数は減少しつつあるとはいえ、なお多数のホームレス(934名)が確認されているとともに、高齢化や路上(野宿)生活の長期化などの傾向が一層顕著となっているのが認められます。

また、路上(野宿)生活を脱却した後、再び路上(野宿)生活に戻ってしまうホームレス、簡易宿泊所やネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な居住環境にある層の存在も確認されています。

県や市町村による取組みのほか、民間団体による支援が大きな役割を担い、県・市町村と民間団体との協働の取組みも進んできています。

そこで、こうした実態やこれまで取り組んできた自立支援施策の実施状況や困窮者支援法の趣旨などを踏まえ、引き続き、ホームレスの自立支援に向けた施策を進めていく必要があります。

町村と民間団体との協働の取組みが進んでいます。

県・市町村は、民間団体が健全で継続的な活動を維持できるよう後押しをしていきます。

(4) ホームレスになるおそれのある方の実態把握

ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な居住環境にある方の実態調査については、国の責任において全国一律の基準で実施されるべきと考え、九都県市首脳会議で、国に実施を要望してきました。

今後も引き続き、国に対し要望するとともに、県としても可能な範囲で実態把握に努め、必要な施策を検討していきます。

第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

1 基本的考え方

(1) 基本目標

この実施計画は、当事者への人権配慮や理解促進、就業機会や住居、保健・医療の確保など、様々な取組みを通して、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方（以下、「ホームレス等」という。）が就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で希望する生活を営めるよう、その自立（※1）を支援し社会で見守っていくことを目標（※2）とします。

※1 困窮者支援法においては、本人の状況に応じて、就労による経済的自立だけでなく、社会生活自立や日常生活自立のための支援を行うこととされています。

※2 ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちに対する自立支援の取組みを通し、結果的にホームレス数の減少につなげていきます。

(2) 重視すべき視点

基本目標を達成していく上で、次の3つの視点からホームレス等の自立支援に向けた取組みを進めていきます。

ア ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレスを社会全体の課題としてとらえ、ホームレスへの偏見や差別意識を解消していくことが必要です。

ホームレスが地域住民の一員として理解され、一方的に排除されないことがないよう、人権尊重意識の高揚に努めるとともに、地域の理解と協力を得ながら、地域共生を促進させることが大切です。

イ 再び路上（野宿）生活に戻ってしまう「再路上化」の防止、 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちへの対応

第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

1 基本的考え方

(1) 基本目標

この実施計画は、就業機会や住居の確保、保健・医療など、様々な自立支援の取組みを通して、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方（以下、「ホームレス等」という。）が就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、その自立（※1）を支援していくことを目標（※2）とします。

※1 困窮者支援法においては、本人の状況に応じて、就労による経済的自立だけでなく、社会生活自立や日常生活自立のための支援を行うこととされています。

※2 ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちに対する自立支援の取組みを通し、結果的にホームレス数の減少につなげていきます。

(2) 重視すべき視点

基本目標を達成して行く上で、次の3つの視点からホームレス等の自立支援に向けた取組みを進めていきます。

ア ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス問題を社会全体の課題としてとらえ、ホームレスへの偏見や差別意識を解消し、ホームレスが地域住民の一員として理解されるよう、人権尊重意識の高揚に努めるとともに、地域の理解と協力を得ることが大切です。

イ 再び路上（野宿）生活に戻ってしまう「再路上化」の防止、 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちへの対応

再路上化を防止するため、生活困窮者一時生活支援事業や無料低額宿泊所の施設を利用する方に対する就労や生活面などの一体的な支援が必要です。また、シェルター等を利用していた方や、単身生活への不安を抱える方で地域社会から孤立している方に対し、訪問による見守りや生活支援等、日常生活を営むための支援が必要です。

ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方に対しては、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所などの支援窓口の周知により、路上（野宿）生活に至る前に支援につなげるなど、未然防止に向けた取り組みが必要です。

ウ 路上（野宿）生活期間の長期化や高齢化など、一人ひとりの実情やニーズに応じた支援

路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り、必要な支援の実施に努める必要があります。

ホームレスの高齢化を踏まえ、身体の不調を訴えていない方も含めて、健康状態の把握や医療機関への受診、社会福祉施設の利用等の支援が必要です。

ホームレスの置かれている状態もそれぞれ異なることから、必要な支援をよく把握した上で、就労、住居、保健・医療など、一人ひとりの実情に応じた支援を行う必要があります。

2 重点方策

(1) 当事者の立場に立った、ホームレスの人権擁護と地域共生の促進

ホームレス特措法施行後もホームレスへの偏見や差別意識による地域社会からの排除が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、一方的に排除されることがないよう、人権尊重意識の高揚を図ります。

(主な取り組み)

●ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

また、ホームレスの状況をよく知る民間団体等と連携して、地域への理解促進を図ります。

●学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権感覚を磨くことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、ホームレスの人権に関する作品を掲載した啓発資料を作成し、社会教育施設等に配布する等、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚を図るとともに、大学と連携した出前講座な

再路上化を防止するため、生活困窮者一時生活支援事業や無料低額宿泊所の施設を利用する方に対する就労や生活面などの一体的な支援が必要です。また、シェルター等を利用していた方や、単身生活への不安を抱える方で地域社会から孤立している方に対し、訪問による見守りや生活支援等、日常生活を営むための支援が必要です。

ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方に対しては、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所などの支援窓口の周知により、路上（野宿）生活に至る前に支援につなげるなど、未然防止に向けた取り組みが必要です。

ウ 路上（野宿）生活期間の長期化や高齢化など、一人ひとりの実情やニーズに応じた支援

路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り、必要な支援の実施に努める必要があります。

高齢者や健康状態の悪い方に対しては、医療機関への受診や社会福祉施設の利用等の支援が必要です。

ホームレスの置かれている状態もそれぞれ異なることから、必要な支援をよく把握した上で、就労、住居、保健・医療など、一人ひとりの実情に応じた支援を行う必要があります。

2 重点方策

(1) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス特措法施行後もホームレスへの偏見や差別意識による地域社会からの排除が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重意識の高揚を図ります。

(主な取り組み)

●ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

また、ホームレスの状況をよく知る民間団体等と連携して、地域への理解促進を図ります。

●学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、ホームレスの人権に関する作品を掲載した啓発資料を作成し、社会教育施設等に配布する等、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚を図ります。

ど、幅広い世代に対し、ホームレスへの人権擁護と理解増進に努めます。

(2) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、生活困窮者自立支援制度や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

(主な取組み)

●生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住居確保給付金、生活福祉資金、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、就職相談、労働相談、生活相談などの窓口の業務内容について情報の共有に努めます。

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組めます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組めます。

●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

●生活福祉資金貸付制度の利用促進

県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度（総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金等）について、利用を促進します。

(3) 多様性に配慮した包括的な相談及び支援体制の確保

ホームレス等が安定した生活を営めるように、困窮者支援法に基づき、一人ひとりの実情やニーズに応じた包括的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方や高齢の方など、それぞれの状況に十分配慮した支援に努めます。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施に努めます。

生活困窮者自立相談支援機関の支援員等、支援する立場の方に対しても研修を行うなど、支援員等の資質の向上を図ります。

(2) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、生活困窮者自立支援制度や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

(主な取組み)

●生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住居確保給付金、生活福祉資金、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、就職相談、労働相談、生活相談などの窓口の業務内容について情報の共有に努めます。

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組めます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組めます。

●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

●生活福祉資金貸付制度の利用促進

県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度（総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金等）について、利用を促進します。

(3) 包括的な相談及び支援体制の確保

ホームレス等が安定した生活を営めるように、困窮者支援法に基づき、一人ひとりの実情やニーズに応じた包括的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方や高齢の方に十分配慮した支援に努めます。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施に努めます。

生活困窮者自立相談支援機関の支援員等、支援する立場の方に対しても研修を行うなど、支援員等の資質の向上を図ります。

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面や債務整理等の法律的な問題、健康面や生活上の問題のほか、性の多様性や配偶者等からの暴力など、個々の実情に配慮した多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与（再掲）

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

●生活保護法による保護の実施

生活保護が必要と認められるホームレス等に対する生活保護の適用に当たっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して福祉事務所につなげる支援を行います。

●無料低額診療事業の活用

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

●無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の活用

無料低額宿泊所に対する指導検査の実施により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

性別等にかかわらず入居できる施設等への転換を推進するため、環境整備に係る事業者の取組みを後押しします。

●女性保護事業による一時支援・自立支援の実施

女性のホームレス等については、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、女性支援事業による一時保護・自立支援を行います。

(5) 安定した居住場所の確保や生活支援の実施

ホームレス等の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援することが重要です。

ホームレス自立支援施策を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となっ

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与（再掲）

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

●生活保護法による保護の実施

生活保護が必要と認められるホームレス等に対する生活保護の適用に当たっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して福祉事務所につなげる支援を行います。

●無料低額診療事業の活用

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

●無料低額宿泊所の活用

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

●女性保護事業による一時保護・自立支援の実施

女性のホームレス等については、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、女性保護事業による一時保護・自立支援を行います。

(5) 安定した居住場所の確保

ホームレス等の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援することが重要であるため、ホームレス自立支援施策を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となった場合や、無料低額宿泊所を活用し、自立した居宅生活が可

た場合や、無料低額宿泊所を活用し、自立した居宅生活が可能となった場合は、居住支援協議会を活用しつつ、福祉事務所や民間団体と連携を図りながら、民間賃貸住宅などの活用により、安定した居住場所の確保やその後の生活支援の実施に取り組めます。

(主な取組み)

●民間賃貸住宅などの活用

居住支援協議会と連携し、低額所得者（ホームレス含む）等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を広く提供するとともに、貸主等に、こうした取り組みの理解や協力が得られるよう普及・啓発を図ります。

●生活困窮者一時生活支援事業等による生活支援

シェルター等の施設退所者や、地域社会から孤立している方に対する訪問等による見守り・生活支援により、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援（地域居住支援事業）の実施に努めます。

●無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の活用（再掲）

無料低額宿泊所に対する指導検査の実施により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

性別等にかかわらず入居できる施設等への転換を推進するため、環境整備に係る事業者の取組みを後押しします。

(6) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている方も多いうことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

能となった場合は、福祉事務所等と連携を図りながら、民間賃貸住宅情報の活用などにより、住居への入居支援に努めることで、安定した居住場所の確保に取り組めます。

(主な取組み)

●新たな住宅セーフティネット制度の活用

賃貸住宅の家主から、低額所得者（ホームレス含む）等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（以下「セーフティネット住宅」という）の登録を受け、当該登録情報を広く提供していきます。

●民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発

民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、自立した日常生活や居宅生活が可能となったホームレス等の入居について、理解と協力が得られるよう普及・啓発を図ります。

●民間賃貸住宅情報の活用

セーフティネット住宅のほか、神奈川県居住支援協議会で行っている「かながわあんしん賃貸支援事業」による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。

●生活困窮者一時生活支援事業等による生活支援

シェルター等の施設退所者や、地域社会から孤立している方に対する訪問等による見守り・生活支援により、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援（地域居住支援事業）の実施に努めます。

●無料低額宿泊所の活用（再掲）

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

(6) 保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている方も多いうことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

(主な取組み)

●健康相談、保健指導等の実施

生活困窮者自立相談支援機関等は、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等の保健医療職（保健師等）と連携を図りながら、必要に応じてホームレスに対し健康相談等の医療的な支援を行うとともに、医療機関への受診につなげます。

●医療を必要とする方への相談窓口等の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我等で受診が必要な時に、速やかに医療機関を受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

●無料低額診療事業の活用（再掲）

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

(7) 就業機会の確保や多様な自立への理解

国や民間団体との連携・協力を通して、ホームレス等の雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所を利用している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

直ちに常用雇用による自立が困難な方や、一般就労の前に柔軟な働き方をする必要のある方に対しては、生活困窮者就労準備支援事業や認定生活困窮者就労訓練事業を活用し、段階的に就労支援を行います。

また、こうした就労の選択肢を提供したうえで、必ずしも一般就労を希望しない方についても、さまざまな就労形態を尊重し、その人らしい自立を支援していきます。

(主な取組み)

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面や債務整理等の法律的な問題、健康面や生活上の問題のほか、性の多様性や配偶者等からの暴力など、個々の実情に配慮した多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

●国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、ホームレス就業支援事業、日雇労働者等技能講習事業などの事業と連携

(主な取組み)

●健康相談、保健指導等の実施

生活困窮者自立相談支援機関等は、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等の保健医療職（保健師等）と連携を図りながら、必要に応じてホームレスに対し健康相談等の医療的な支援を行うとともに、医療機関への受診につなげます。

●医療を必要とする方への相談窓口等の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我等で受診が必要な時に、速やかに医療機関を受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

●無料低額診療事業の活用（再掲）

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

(7) 就業機会の確保

国や民間団体との連携・協力を通して、ホームレス等の雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所を利用している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

直ちに常用雇用による自立が困難な方や、一般就労の前に柔軟な働き方をする必要のある方に対しては、生活困窮者就労準備支援事業や認定生活困窮者就労訓練事業を活用し、段階的に就労支援を行います。

(主な取組み)

●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

●国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、ホームレス就業支援事業、日雇労働者等技能講習事業などの事業と連携し

して雇用の促進を図ります。

●事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会を通して、横浜市・川崎市、その他業界団体等と連携・協力し、ホームレス等の雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

●無料低額宿泊所の活用（一部再掲）

無料低額宿泊所においては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

●就労準備支援事業・認定生活困窮者就労訓練事業の活用

民間団体や社会福祉法人と連携し、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援まで計画的かつ一貫して提供します。

また、県としては、就労準備支援事業の広域的な実施と就労訓練事業の認定事業所数の増加により、より充実した「中間的就労」の場を提供していくことを目指します。

第4 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

県、市町村、民間団体（※）が、それぞれの役割から求められる取組みを進めます。

特に、ホームレス問題は、就労、住居、保健・医療など、多方面にわたる課題であるため、県・市町村をはじめ関係機関相互の連携を強化するとともに、民間団体との連携や協働を図りながら取組みを進めます。

また、誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくりの実現のために、地域に暮らす一人ひとりの主体的な取組みを進めます。

※ 民間団体 支援団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、民生委員・児童委員など

(1) 県・市・町村の役割

(県の役割)

県は、国の基本方針に即して、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、実施計画の策定や市町村間の調整への支援、各種施策に関する情報提供などを行うとともに、ホームレス数が少ないなど、単独で事業を実施するのが難しい自治体と共同で施策を展開するなど、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。

(市の役割)

市は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定するとともに、その地域の実情を踏まえながら、ホームレス等への各種相談や自立支援事業等の福祉施策だけでなく、就労施策や住宅施策も含めた、ホームレス等の状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施していく役割を担うことが期待されます。

ホームレスが一人も確認されていない市もあるなど、市によって差があり、その状況も異なることから、近隣自治

て雇用の促進を図ります。

●事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会を通して、横浜市・川崎市、その他業界団体等と連携・協力し、ホームレス等の雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

●無料低額宿泊所の活用（一部再掲）

無料低額宿泊所においては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

●就労準備支援事業・認定生活困窮者就労訓練事業の活用

民間団体や社会福祉法人と連携し、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援まで計画的かつ一貫して提供します。

また、県としては、就労準備支援事業の広域的な実施と就労訓練事業の認定事業所数の増加により、より充実した「中間的就労」の場を提供していくことを目指します。

第4 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

県、市町村、民間団体（※）が、それぞれの役割から求められる取組みを進めます。

特に、ホームレス問題は、就労、住居、保健・医療など、多方面にわたる課題であるため、県・市町村をはじめ関係機関相互の連携を強化するとともに、民間団体との連携や協働を図りながら取組みを進めます。

また、誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくりの実現のために、地域に暮らす一人ひとりの主体的な取組みを進めます。

※ 民間団体 支援団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、民生委員・児童委員など

(1) 県・市・町村の役割

(県の役割)

県は、国の基本方針に即して、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、実施計画の策定や市町村間の調整への支援、各種施策に関する情報提供などを行うとともに、ホームレス数が少ないなど、単独で事業を実施するのが難しい自治体と共同で施策を展開するなど、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。

(市の役割)

市は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定するとともに、その地域の実情を踏まえながら、ホームレス等への各種相談や自立支援事業等の福祉施策だけでなく、就労施策や住宅施策も含めた、ホームレス等の状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施していく役割を担うことが期待されます。

ホームレスが一人も確認されていない市もあるなど、市によって差があり、その状況も異なることから、近

体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

県内のホームレスが集中する横浜市・川崎市の両政令市では、それぞれ自立支援センターを設置するなど、独自の取組みを進めています。政令市における取組みと、それ以外の市町村の取組みとの連携を図っていくことが必要です。

(町村の役割)

ホームレスが一人も確認されていない町村もあるなど、町村によって差があり、その状況も異なることから、町村においては、近隣自治体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

(2) 民間団体の役割

民間団体は、ホームレス等にとって最も身近な存在であり、ホームレス等の生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。

また、民間団体は、行政では把握が困難な事項についても情報等を持っていることから、相互の情報交換などを通し、県や市町村が行うホームレス等の支援と連携した取組みを行うことが期待されます。

(3) 地域住民の役割

地域住民は、共に地域に暮らす一員として、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、例えば、見守り、緊急時の連絡等により県、市町村等が行う自立支援に協力することなどの役割が期待されます。

2 計画の推進

この計画に記載された取組みについては、県庁内の連携はもとより、県・市町村、民間団体との連携を図りながら、計画的・効果的に推進します。

(1) 県庁内の連携

福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局などの庁内関係局による横断的な施策の調整や計画の推進に取り組みます。

(2) 県・市町村の連携

県と市町村は、取組みに関する必要な情報の共有を図るとともに、連携して施策の実施に取り組みます。

(3) 公共施設管理者等との連携

県は、道路や公園等の公共施設で生活するホームレスやその支援施策について、公共施設の管理者等に必要に応じて情報提供し、適切な支援につなげられるよう連携に努めます。

(4) 民間団体との連携

自立支援施策の実施に当たっては、ホームレスの生活実態を把握し、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

ア 民間団体と県・市町村の情報交換の場の開催

ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、今後の施策の推進に資するため、ホームレスの生活実態をよく

隣自治体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

県内のホームレスが集中する横浜市・川崎市の両政令市では、それぞれ自立支援センターを設置するなど、独自の取組みを進めています。政令市における取組みと、それ以外の市町村の取組みとの連携を図っていくことが必要です。

(町村の役割)

ホームレスが一人も確認されていない町村もあるなど、町村によって差があり、その状況も異なることから、町村においては、近隣自治体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

(2) 民間団体の役割

民間団体は、ホームレス等にとって最も身近な存在であり、ホームレス等の生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。

また、民間団体は、行政では把握が困難な事項についても情報等を持っていることから、相互の情報交換などを通し、県や市町村が行うホームレス等の支援と連携した取組みを行うことが期待されます。

(3) 地域住民の役割

地域住民は、共に地域に暮らす一員として、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、例えば、見守り、緊急時の連絡等により県、市町村等が行う自立支援に協力することなどの役割が期待されます。

2 計画の推進

この計画に記載された取組みについては、県庁内の連携はもとより、県・市町村、民間団体との連携を図りながら、計画的・効果的に推進します。

(1) 県庁内の連携

福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局などの庁内関係局による横断的な施策の調整や計画の推進に取り組みます。

(2) 県・市町村の連携

県と市町村は、取組みに関する必要な情報の共有を図るとともに、連携して施策の実施に取り組みます。

(3) 公共施設管理者等との連携

県は、道路や公園等の公共施設で生活するホームレスやその支援施策について、公共施設の管理者等に必要に応じて情報提供し、適切な支援につなげられるよう連携に努めます。

(4) 民間団体との連携

自立支援施策の実施に当たっては、ホームレスの生活実態を把握し、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

ア 民間団体と県・市町村の情報交換の場の開催

ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、今後の施策の推進に資するため、ホームレスの生活実態を

<p>把握している民間団体との情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携した取組みを進めます。</p> <p>イ 無料低額宿泊所との連携 無料低額宿泊所に対しては、利用者に対する支援状況や運営状況等の把握に基づく適切な運営の指導を行い、また、利用者のニーズに応じて、居宅生活への移行に向けた自立支援や日常生活支援を連携して取り組みます。</p> <p>ウ 困窮者支援法に基づく事業の委託 ホームレス等の支援に関する困窮者支援法に基づく各種事業を民間団体に委託するなど、積極的な連携を図ります。</p> <p>3 計画に定めた施策の評価 実施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。また、評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。</p>	<p>良く把握している民間団体との情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携した取組みを進めます。</p> <p>イ 無料低額宿泊所との連携 無料低額宿泊所に対しては、利用者に対する支援状況や運営状況等の把握に基づく適切な運営の指導を行い、また、利用者のニーズに応じて、居宅生活への移行に向けた自立支援や日常生活支援を連携して取り組みます。</p> <p>ウ 困窮者支援法に基づく事業の委託 ホームレス等の支援に関する困窮者支援法に基づく各種事業を民間団体に委託するなど、積極的な連携を図ります。</p> <p>3 計画に定めた施策の評価 実施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。また、評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。</p>
---	---